

都市計画法第 4 2 条第 1 項ただし書許可に係る審査基準

平成 8 年 4 月 1 日制定

平成 1 1 年 4 月 1 日改正

平成 1 4 年 4 月 1 日改正

平成 1 9 年 1 1 月 2 8 日改正

平成 2 4 年 4 月 1 日改正

平成 2 5 年 5 月 2 0 日改正

都市計画法第 42 条第 1 項ただし書に規定する「当該開発区域における利便の増進若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め」許可できる基準は、以下のとおりとする。

- 1 市街化調整区域内については、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 許可申請に係る建築物が法第 29 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する建築物であること。
 - (2) 当該申請が法第 43 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで又は第 5 号に該当するものであること。
 - (3) 許可申請に係る建築物又は特定工作物が法第 34 条第 1 号から第 12 号までに規定する建築物又は特定工作物でその用途と法第 33 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められ、かつ、当該区域に法第 41 条第 1 項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、許可申請に係る建築物の用途がこれに適合するか又は建築基準法第 48 条(用途地域等)の規定に準じて例外許可ができることと認められるものであること。
 - (4) 山形県開発審査会提案基準(提案基準第 27 を除く。)に該当する建築物の新築、改築又は用途の変更であること。
 - (5) 提案基準第 27 に該当するもの。ただし、この場合「法第 43 条第 1 項に基づく許可を受けて建築されたもの」とあるのは「法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて建築されたもの」と読み替えるものとする。
- 2 区域区分が定められていない都市計画区域であって用途地域等が定められていない区域、準都市計画区域、都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内については、建築物又は特定工作物でその用途と法第 33 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められ、かつ、当該区域に法第 41 条第 1 項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、許可申請に係る建築物の用途がこれに適合するか又は建築基準法第 48 条(用途地域等)の規定に準じて例外許可ができることと認められるものであること。

附 則

- 1 この改正基準は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日までに市町村において受け付けされた許可申請については、従前の基準に基づいて審査を行うものとする。

附 則

- 1 この改正基準は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日までに市町村において受け付けされた許可申請については、従前の基準に基づいて審査を行うものとする。

附 則

- 1 この改正基準は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この改正基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正基準は、平成 25 年 5 月 20 日から施行する。